

議案第19号

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月10日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この項、第19条及び第36条第3項において」を削る。

第35条第3項中「「除く」を「教育・保育給付認定子ども」に、「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第3項中「「を除く」を「教育・保育給付認定子ども」に、「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第50条中「教育・保育給付認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもについて」に、「同じ。）」を「同じ。）について」に改め、「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「及び第19条」を「及び第19条において」に改める。

第51条第3項中「。次条第3項において同じ」を削り、「までを含む」の次に「。次条第3項において同じ」を加える。

第52条第3項中「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に改め、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育給付認定子どもをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。